

人材紹介事業 返金制度規程

(目的)

本規程は、当社が提供する人材紹介サービスにおいて、紹介した採用決定者が入社後一定期間内に退職した場合の返金制度（返戻金制度）について定めるものである。

(返金制度の適用範囲)

本規程は、当社が求人者に対して行う職業紹介により採用された者（以下「採用決定者」という）が、入社後に自己都合またはその他の理由により退職した場合に適用される。

(返金条件および返金率)

1. 採用決定者が入社後1ヶ月以内に退職した場合、当社は求人者に対して受領した紹介手数料の100%を返還する。
2. 採用決定者が入社後3ヶ月以内に退職した場合、当社は求人者に対して受領した紹介手数料の50%を返還する。
3. 採用決定者が入社後3ヶ月を超え6ヶ月以内に退職した場合、当社は求人者に対して受領した紹介手数料の5%を返還する。
4. 採用決定者が入社後6ヶ月を超えて退職した場合、当社は返金義務を負わない。

(返金対象外となる事由)

以下の事由に該当する場合、返金の対象外とする。

1. 求人者による解雇その他企業側都合による退職の場合
2. 求人者が採用決定者に対して、面接時または内定通知時と異なる労働条件を提示した場合
3. 求人者の指示・環境・ハラスメント等に起因する退職の場合
4. 業務遂行に必要な教育・引継ぎを適切に行わなかった場合
5. 求人者が採用決定者の退職事実を速やかに当社へ通知しなかった場合
6. 不可抗力（事故・病気・死亡等）による退職の場合

(返金手続き)

1. 求人者は、採用決定者が退職した日から7日以内に、当社へ退職日および退職理由を文書または電子メールで通知するものとする。

2. 当社は、返金対象と認められた場合、当該通知受領後 30 日以内に返金手続きを行う。

(その他)

本規程に定めのない事項については、求人者と当社が協議の上、誠意をもって解決するものとする。

株式会社ヒトフィット